

第3次八戸市男女共同参画基本計画 総括評価シート

資料2

■ 施策の基本方向 I 男女共同参画に向けた意識づくり

■ 施策の基本方向 1-(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革

実施施策

① 広報・啓発活動の推進

② 男女共同参画の推進に関する実態調査・公表

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の実施状況	計画の達成状況
1	市民連携推進課	講演会等の啓発事業	男女共同参画に関する講演等を通して、男女共同参画について考える機会を市民に提供する。	八戸市男女共同参画月間の10月に、意識啓発講演会(市民大学講座)を1回開催	A	b
2	市民連携推進課	広報紙、市ホームページ等を活用した広報・啓発活動	市広報紙やホームページ等を活用し、男女共同参画に関する情報の広報・啓発を行う。	「広報はちのへ」や市ホームページを利用し、八戸市男女共同参画推進月間の周知や、各種イベントを紹介し、意識啓発を実施	A	b
3	市民連携推進課	情報誌の発行	男女共同参画に関する情報誌「WITH YOU」を発行する。	10月(秋号)と3月(春号)の年2回、情報誌「WITH YOU」を発行・配布	A	b
4	市民連携推進課	ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和について、情報誌や事業者向けの広報誌、周知啓発用パンフレット等に掲載する。	情報誌「WITH YOU」や「商工ニュース」などに啓発記事掲載	A	b
5	くらし交通安全課	人権週間の周知	人権週間(12月4日～12月10日)にその意義等を紹介し、人権意識を啓発する。	人権週間にあわせて開催する特設人権相談所について「広報はちのへ」に掲載、周知した	A	a
6	市民連携推進課	男女共同参画推進事例の紹介	事業所等の男女共同参画の推進事例を周知する。	情報誌「WITH YOU」や市ホームページなどに事例掲載	A	b
7	市民連携推進課	男女共同参画事業の推進状況の公表	毎年の男女共同参画推進事業の推進状況を調査し、公表する。	市ホームページを利用し、結果を公表	A	b
8	市民連携推進課	男女共同参画にかかわる状況の調査	市民や企業などを対象に、男女共同参画に関する調査を実施する。	講演会・研修会開催時やホコテン、健康まつり参加時にアンケート調査を実施。H27年度には市民と市内事業所に対し郵送による意識調査を実施	A	b
9	市民連携推進課	苦情処理委員会の設置	男女共同参画の推進に関する市の施策への苦情に対応する。	苦情・開催実績なし	実績なし	—

■施策の基本方向 1-(2) 男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援

実施施策

①子どもに対する教育の充実

②生涯学習の推進

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の実施状況	計画の達成状況
10	教育指導課	学校教育指導の方針と重点への男女共同参画意識の涵養についての掲載	学校教育指導の方針と重点に男女共同参画意識の涵養について掲載する。	・学校教育指導の方針と重点に、性別にとらわれずに自己理解し主体的に選択する生き方指導として掲載。	A	b
11	教育指導課	計画訪問等による学校への周知	各学校への計画訪問等を通じて、男女平等観に立った教育指導と教育環境整備等について各学校へ周知する。	・学校訪問の全体会や分科会の場を活用し、学校教育指導の方針と重点の説明等で周知。	A	b
12	市民連携推進課	教職員に対する啓発講座	教職員等を対象にした意識啓発講座を開催する。	年1回、教職員を対象に意識啓発研修会を開催	A	b
13	市民連携推進課	教育関係者への啓発パンフレットの作成	男女共同参画意識に基づいた学校教育等を推進するための啓発パンフレットを作成し配布する。	年1回、市内の幼稚園・保育園から大学までの全教職員に対し啓発パンフレットを作成・配布	A	b
14	社会教育課	市民大学講座	様々な分野の講師による講座を開催し、生涯学習の場を提供する。	・年間約20回講座を実施 ・毎年ポスター・チラシを作成し、各所へ配布 ・「広報はちのへ」や市ホームページを利用し、事業の周知を図った	A	b
15	高齢福祉課	鷗盟大学	高齢者の学習活動の推進及び生きがいつくりのため、60歳以上の高齢者を対象とした鷗盟大学を設置し、運営する。	2年間で、学年別にカリキュラムを組み、講義等を実施するもので、一般教養科目と専門科目（生活福祉科・園芸科）を設定。	A	a
16	社会教育課	公民館講座	生涯学習活動の拠点として、生涯各時期に応じた各種講座を開催し、学習機会を提供する。	地区公民館において、年間合計2,000回程度の各種講座を実施した。	A	b
17	市民連携推進課	各種講座の情報提供	国・県など関係機関が主催する、男女共同参画意識の高揚を目的とした学習機会の情報を提供する。	「広報はちのへ」や市ホームページなどを利用し、国や県などが主催する各種講座の情報を提供	A	b

■施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

■施策の基本方向 Ⅱ-(1) 様々な場での男女共同参画の促進

実施施策

①方針の立案・決定過程の場における男女共同参画の促進

②職場における男女共同参画の促進

③女性のキャリアアップの促進

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の実施状況	計画の達成状況
18	行政管理課	附属機関等の委員の男女構成比率に偏りがない登用	附属機関等の委員の男女構成比率の目標値を設定し、多様な人材の市政への参画を促進する。	・所管各課への通知 ・女性チャレンジ講座修了式にて附属機関公募委員候補者登録制度の説明を行った。 ・市民連携推進課発行の「WITH YOU」へ記事を掲載	A	c
19	行政管理課	附属機関等の委員の公募の充実	附属機関等における公募による委員の選任を原則義務付け、市民の行政への参画機会の拡充を推進する。	・所管各課への通知 ・「広報はちのへ」や市HPを利用し、公募予定の掲載、公募委員候補者登録制度を周知 ・公募しやすい環境づくりのため、応募様式等を見直した。	A	c
20	人事課	性別に捉われない職員の登用	職務経験の付与等について機会が均等になるように、意欲と能力のある職員を登用する。	新年度における職員の事務分担について、男女の区別なく登用するよう全庁に通知。	A	b
21	市民連携推進課	女性チャレンジ講座	職場等における女性の活躍と積極的登用の促進と審議会等委員にふさわしい人材の発掘や育成を図るための学習機会を提供する。	市内勤務もしくは市内在住の20～40代の女性を対象に、ビジネススキル講座を年7回開催。また公開講座を10月に1回開催	A	b
22	市民連携推進課	トーキングカフェ	各分野で活躍している女性たちと市長との意見交換会を実施し女性の市政への参画機会の拡大を図るとともに、活躍する女性のロールモデルを紹介する。	年1回、市内で活躍する女性ロールモデルを招き、市長との意見交換会を開催	A	b
23	市民連携推進課	市民活動サポートセンター事業	市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンターを運営する。	公益的な活動を行う市民活動団体に、打合せスペースや印刷等の作業スペース、市民活動に関する各種情報提供、講座の開催、団体間の交流会開催など、団体運営や活動に役立つ機能を提供。	A	b
24	教育指導課	青少年の地域活動の推進事業	青少年の地域社会の一員としての関心と自覚を深めるため、各種ボランティア活動を実施する。	・中高生による地域の行事等でのボランティア活動を実施。	A	a
25	市民連携推進課	町内会活動研修会	町内会長等を対象とした研修会を実施する。	年1回、「地域リーダー応援講座」を開催した。 ※事業内容等の精査により、事業No. 26「町内会加入促進・組織強化事業」へ統合	E	b
26	市民連携推進課	町内会加入促進・組織強化事業	町内会・自治会の加入率向上を図るため、地域と協働し町内会加入促進活動を実施する。	八戸市連合町内会連絡協議会と協働し、不動産関係団体や連合PTA、企業と意見交換を通じて協力関係を構築した他、未加入世帯への訪問活動、街頭キャンペーンの実施、転入繁忙期における臨時窓口の設置など、各種事業を実施した。	A	b
27	産業労政課	企業におけるポジティブ・アクション実施促進	職場における男女平等を推進するため、「男女雇用機会均等法」の履行確保を担う青森労働局や青森県などの関係団体と連携を取り、各種施策を周知する。	八戸市無料職業紹介所窓口を利用し、周知を図った。	A	b

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の実施状況	計画の達成状況
28	産業労政課	男女雇用機会均等法等の周知	男女雇用機会均等法等に関する制度や相談窓口等について周知をする。	八戸市無料職業紹介所窓口を利用し、周知を図った。	A	b
29	産業労政課	セクハラの防止	職場のセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の情報を提供する。	八戸市無料職業紹介所窓口を利用し、周知を図った。	A	b
30	産業労政課	パートタイム労働者等の雇用管理改善制度の周知	パートタイム労働者等の適正な雇用管理を推進するため、助成金制度等を周知する。	八戸市無料職業紹介所窓口を利用し、周知を図った。	A	b
31	農政課 農業委員会	家族経営協定の締結促進	家族農業経営内において、家族全員の話し合いにより、個々の役割分担、労働時間、収益の配分、休日等の就業条件を取り決め、文章化することを促進する。	・年1回農業委員を対象とした研修会を開催 ・農業情報誌への掲載や、農家座談会での制度説明により、農業者への周知を図った	A	b
32	農業経営振興センター	認定農業者共同申請の促進	夫婦共同申請によって、女性の農業経営への参画を促進する。	年12回 農家座談会での周知 要件を満たしているが、共同申請をしていない認定農業者に対する認定更新時の周知	A	b
33	産業労政課	両立支援事業の周知	仕事と家庭の両立を支援するため、各種助成金制度を周知する。	八戸市無料職業紹介所窓口を利用し、周知を図った。	A	b
34	産業労政課	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進	事業所に対し、一般事業主行動計画について周知を図り、策定を促進する。	八戸市無料職業紹介所窓口を利用し、周知を図った。	A	b
35 (再掲)	市民連携推進課	ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和について、情報誌や事業者向けの広報誌、周知啓発用パンフレット等に掲載する。	情報誌「WITH YOU」や「商工ニュース」などに啓発記事掲載	A	b
36	産業労政課	妊娠中・出産後の女性に対する健康管理措置の周知	労働基準法並びに男女雇用機会均等法に規定されている母性健康管理対策の措置を講じることの周知啓発を実施する。	八戸市無料職業紹介所窓口を利用し、周知を図った。	A	b
37 (再掲)	市民連携推進課	各種講座の情報提供	国・県など関係機関が主催する、男女共同参画意識の高揚を目的とした学習機会の情報を提供する。	広報はちのへや市ホームページなどを利用し、国や県などが主催する各種講座の情報を周知	A	b
38 (再掲)	市民連携推進課	女性チャレンジ講座	職場等における女性の活躍と積極的登用の促進と審議会等委員にふさわしい人材の発掘や育成を図るための学習機会を提供する。	市内勤務もしくは市内在住の20～40代の女性を対象に、ビジネススキル講座を年7回開催。また公開講座を10月に1回開催	A	b
39	産業労政課	八戸地域職業訓練センターでの研修講座開催	職業能力の向上を図るため、パソコン講座、商業簿記などの講座を開催する。	「広報はちのへ」や市ホームページを利用し、制度の掲載、周知を図ったほか、WordやExcel、商業簿記、建築CADの講座を定期的に開催した。	A	b

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の達成状況	計画の達成状況
40	産業労政課	若年者キャリアアップ事業	新規高卒未就職者および、就職後早期に離職した方を対象に職業観の育成や職業能力の向上のためのセミナーを開催し、就職及び再就職の実現を図る。	「広報はちのへ」や市ホームページを利用し、制度の掲載、周知を図ったほか、離職者と新入・若手社員を対象に、エド・はるみを講師に迎え、「仕事で活かせる！コミュニケーションUP講座」を開催した。	A	b
41	産業労政課	フロンティア八戸職業訓練助成金	市内に在住する未就職新規高卒者・若年未就業者の主体的な職業能力の開発を支援し、早期就職を促進することを目的に職業訓練助成金を交付する。	「広報はちのへ」や市ホームページを利用し、制度の掲載、周知を図った。	A	b
42	子育て支援課	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭のお父さんお母さんの雇用安定と就職の促進を図るため、職業能力開発講座を受講した人に給付金を支給する。	24年度に支給以後申請なし。	A	b
43	商工課	アントレプレナー情報ステーション事業	アントレプレナー情報ステーションを設置し、専門家による経営サポートや創業準備フリースペースの設置、創業支援に向けた情報発信等を行い創業支援を実施する。	アントレプレナー情報ステーションにおいて相談対応を実施。創業支援セミナーの開催やホームページを活用した情報発信等を実施した。	A	b
44 (再掲)	市民連携推進課	トーキングカフェ	各分野で活躍している女性たちと市長との意見交換会を実施し女性の市政への参画機会の拡大を図るとともに、活躍する女性のロールモデルを紹介する。	年1回、市内で活躍する女性ロールモデルを招き、市長との意見交換会を開催	A	b

■施策の基本方向 II-(2) 子育て・介護世代への支援

実施施策

①子育て支援・放課後児童対策等の充実

②介護サービス・介護予防等の充実

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の実施状況	計画の達成状況
45	こども未来課	保育事業の充実	延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業などを実施する。	・子ども・子育て支援事業計画に従い、各種事業を実施	A	b
46	こども未来課	幼稚園就園奨励事業・第3子保育料軽減事業	世帯の所得状況に応じて、園児の保護者に対し保育料等の減免を行った幼稚園へ補助金を交付することで、間接的に保護者の経済的負担を軽減する。	・国基準補助額に合わせて就園奨励事業を実施 ・市単独で第3子への補助を実施	A	b
47	子育て支援課	乳幼児等医療費助成事業	乳幼児を対象とした入院・通院及び小・中学生を対象とした入院に係る医療費を助成する。平成28年10月より、入院の助成対象を高校生相当年齢の者に拡大。	受給資格者の医療費について、医療機関からの請求及び保護者からの給付申請に基づいて助成する。	A	b
48	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等に医療費を助成する。	ひとり親家庭等の児童とその児童を養育する父母、および父母のいない児童を対象に、医療機関からの請求及び受給資格者からの給付申請に基づき助成する。	A	b
49	子育て支援課	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童について、監護しかつ生計を同じくしている父、または監護している母等養育している人に手当を支給する。	受給資格者からの認定の請求等の受理及びその請求等に係る事実についての審査の上、適正な認定を行い、手当を支給する。	A	b
50	子育て支援課	遺児対策給付事業	ひとり親家庭等の遺児について、小学校または中学校に入学する際に入学祝金、中学校を卒業する際に卒業祝金を支給する。	対象者の申請に基づき、小学校または中学校に入学する際に入学祝金、中学校を卒業する際に卒業祝金を支給する。	A	b
51	子育て支援課	家庭生活支援員派遣事業	母子家庭等が一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する。	県が青森県母子寡婦福祉連合会に委託している。市では該当世帯に当たるかの証明を発行。	A	b
52	子育て支援課	児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、健康増進や情操を豊かにすることを目的に、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設を運営する。	15児童館で幼児及び学童の受入れを実施する。	A	b
53	子育て支援課	放課後児童健全育成事業	放課後に保護者が家庭にいない小学生児童に対する遊びを中心とした生活の場を提供する。	44箇所の放課後児童クラブで、小学校低学年を中心とした児童の受入れを実施。	A	b
54	こども未来課	子育てつどいの広場「こどもはっち」事業	“こどもはっち”において、乳幼児と親が集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場及び子育てに関わる個人・団体の多様な活動と交流拠点の場を提供し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	・おもちゃ病院やお茶会、夏祭り等各種イベントを実施 ・ちびっこダンスや親子ヨガ教室等講習を実施 ・絵本読み聞かせや工作等体験講座を実施	A	b
55	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業	育児等の手助けを受けたい人と手助けしたい人が会員として登録し、会員同士で相互援助活動を行う。	依頼会員、提供会員の登録推進を図り、年2回提供会員養成講習会を開催。	A	b

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の実施状況	計画の達成状況
56	介護保険課	介護保険制度の周知	説明会、広報紙への記事掲載、パンフレット・冊子配布等により制度を周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度出前講座の実施 ・広報はちのへ掲載 ・窓口等でのパンフレット・冊子配布 ・市ホームページの掲載内容の変更、更新 ・課内窓口等での相談・苦情受付 	A	b
57	介護保険課	介護保険サービスの提供	介護を要する状態となっても、できる限り、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービスや施設介護サービス及び地域密着型サービスを提供する。	介護保険制度に基づく①～③の提供 ①居宅サービス ②施設サービス ③地域密着型サービス	A	b
58	高齢福祉課	地域包括支援センター事業	地域包括支援センターサブセンター・在宅介護支援センターと協力して、高齢者の福祉や介護に関する相談を受け、介護予防への取組、権利擁護、暮らしやすい地域づくり等を行う。	平成27年度から、9か所の地域包括支援センターサブセンターを設置し、3か所の在宅介護支援センターと協力して、高齢者の自立した生活を支えるための業務を行っている。	A	b

■施策の基本方向Ⅲ 安全・安心な社会づくり

■施策の基本方向 Ⅲ-(1) 安全な暮らしの環境整備

実施施策

①男女間の暴力の防止と被害者支援

②男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の実施状況	計画の達成状況
59 (再掲)	くらし交通安全課	人権週間の周知	人権週間（12月4日～12月10日）にその意義等を紹介し、人権意識を啓発する。	人権週間にあわせて開催する特設人権相談所について「広報はちのへ」に掲載、周知した	A	a
60	子育て支援課 高齢福祉課 障がい福祉課	虐待等の防止に関する啓発	子ども・高齢者・障がい者・配偶者に対する虐待やいじめ防止のための啓発・周知を行う。	子育て支援課：11月の虐待防止推進月間に合わせポスター等配布、11月中旬には虐待防止PRイベントを開催。 高齢福祉課：高齢者虐待防止研修会を実施した。 障がい福祉課：民生児童委員への説明、チラシの配布、八戸市障害者虐待防止センターの周知、障害者虐待防止法の周知	A	b
61	福祉政策課	八戸市虐待等防止対策会議の設置	虐待やいじめに関する情報を共有し、虐待防止対策等の充実を図る。	年1回、虐待等防止対策会議を開催した。 (※H28年度は、5月とH29年3月の年2回開催予定)	A	a
62	市民連携推進課	女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークの周知	人権意識の高揚を図るため、シンボルマークを周知する。	シンボルマークが掲載されたポスター・チラシを庁舎案内、関係課等に設置し周知	A	b
63	子育て支援課	DV防止基本計画の策定・実施	DV防止基本計画を策定し、DV防止の為の各種施策を推進する。	DV相談の連絡先を記載したカードを庁内に配置した。	A	b
64	子育て支援課	家庭（児童）女性等相談室	生活困窮、夫の暴力などの女性の様々な問題に対する相談業務を実施する。	随時相談受付、必要に応じて関係機関と連携し対応した。	A	b
65	子育て支援課	一時避難等被害者支援	配偶者からの暴力や経済的理由により児童の養育が一時的に困難になった場合、緊急一時的に母子を保護する。	県の一時保護事業で対応可能なため廃止。	E	b
66	くらし交通安全課	人権相談	夫婦・親子・相続など家庭での困りごと、暮らしの中の人権問題に関する相談業務を実施する。	市庁で毎週水曜日、南郷事務所等で毎月第2火曜日（午前のみ）に人権相談を実施	A	a
67	防災危機管理課	ほっとスルメールの配信サービス	災害情報や緊急情報、防犯情報等を、登録者に対してメールで、配信する。	ほっとスルメールの登録をよびかけ、加入者数の増加を図るとともに、システム改修により配信方法及び配信内容を拡大。	A	b
68	防災危機管理課	自主防災団体の組織化の促進	自主防災組織の設立及び活動を支援する。	自主防災組織育成事業及び防災士育成事業を実施し、資機材整備及び防災士の資格取得を支援。自主防災会訓練の支援。	A	c

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の実施状況	計画の達成状況
69	福祉政策課	災害時要援護者登録制度の推進	災害時における支援体制の整備を図るため、一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者の登録を推進する。	支援の実効性を高めるため制度を見直し、対象見込の方に個別勧奨し制度の周知を行った。年に一度、広報はちのへに制度の特集記事を掲載した。	A	b
70	防災危機管理課	地域防災計画の策定	男女共同参画の視点を取り入れ、男女のニーズに対応した地域防災計画を策定する。	平成25年に男女双方の視点に配慮し、地域防災計画（本編）を修正。また、平成28年度には、中核市移行に伴う機構改革内容を災害対策本部班別事務分担に反映させ修正。	A	a
71	防災危機管理課	地域防災会議への女性委員の登用	男女のニーズに対応した地域防災計画の策定を図るため、地域防災会議に女性委員を登用する。	平成26年より、防災会議委員推薦依頼の際に女性委員の選出を働きかけている。	A	c

■施策の基本方向 Ⅲ－(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

実施施策

①妊娠・出産等に関する健康支援

②生涯を通じた男女の健康の保持増進

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の実施状況	計画の達成状況
72 (再掲)	産業労政課	妊娠中・出産後の女性に対する健康管理措置の周知	労働基準法並びに男女雇用機会均等法に規定されている母性健康管理対策の措置を講じることの周知啓発を実施する。	八戸市無料職業紹介所窓口を利用し、周知を図った。	A	b
73	健康づくり推進課	母子健康手帳の交付	母子の健康管理を図るため、妊娠届出書の早期提出の周知、母子健康手帳の交付、マタニティ健康相談を実施する。	「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「市のホームページ」等で住民に周知。 通年、課窓口において妊娠届出受理及び母子健康手帳を交付しマタニティ健康相談を実施。	A	b
74	健康づくり推進課	妊婦委託健康診査	健康な子の出生と妊婦の保健管理の向上を図るため、妊婦委託健康診査を実施する。	「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「市のホームページ」等で住民に周知。 妊婦委託健康診査受診票を全妊婦に対して14回分、多胎妊婦に対して21回分を交付。	A	b
75	健康づくり推進課	両親学級	子どもを迎えるための心の準備、親の役割について夫婦で共に考え、協力して子育てできるように支援する。	「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「市のホームページ」等で住民に周知。 年12回赤ちゃんの育て方、妊婦体験ジャケット試着等の内容を実施。	A	b
76	健康づくり推進課	妊産婦・新生児訪問指導	母子の健康保持推進のための妊娠・分娩・産後の健康管理支援と新生児の健やかな発育・発達の支援をするため、訪問指導を実施する。	「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「市のホームページ」等で住民に周知。 通年、保健師・看護師等による家庭訪問を実施。	A	b
77	健康づくり推進課	健康診査の受診促進	病気等の早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図るため、各種健康診査を実施する。	「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「市のホームページ」等で住民に周知。 通年、(公財)健診センターや受託医療機関で健診を実施。	A	b

事業番号	担当課	事業名称	事業の内容	事業概要	5年間の実施状況	計画の達成状況
78	健康づくり推進課	健康教室・健康相談	健康増進、介護予防等を目的とする健康教室の開催及び心身の健康に関する相談、指導等を実施する。	・「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「市のホームページ」等で住民に周知・医師等による健康教室として市民健康づくり講座等の開催 ・通年、庁内健康相談等を実施。	A	b
79	健康づくり推進課	こころの電話相談	保健師によるこころの電話相談を実施する。	「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「市のホームページ」等で住民に周知。 毎週水曜日（祝日・年末年始を除く）に専用電話による相談を実施。	A	b
80	健康づくり推進課	思春期健康教室	性教育の一環として、小・中学校、市が連携して、いのちの尊さ等を学ぶために、赤ちゃんふれあい体験、パパ・ママ体験の2事業を実施する。	小中学校の行事に合わせて、パパママ体験、赤ちゃんふれあい体験など母子保健に関する講話及び実技を実施。	A	b
81	教育指導課	いのちを育む教育アドバイザー事業	中学校において、専門医による講演等を実施する。	・八戸市内全中学校で、いのちを育む教育アドバイザーとして医師による講演を実施 ・希望する中学校で沐浴学習を実施	A	b
82	医事課	女性専門外来	女性医師をはじめとする女性の医療従事者が、女性特有の症状、不安等について対応・支援するため、市民病院に女性だけを対象とした外来を設置する。	利用者数の減少（23年度実績 受診者1人）のため、職員配置の問題などを考慮し、平成24年度から休診扱いとしている。ただし、希望及び該当する患者があった場合は随時対応する。	実績なし	—
83	健康づくり推進課	性差に応じたがん検診の受診促進	性差に応じたがん検診の受診を促進する。	「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「市のホームページ」等で住民に周知。 特定の年齢に対し、子宮頸がん、乳がん検診のコール・リコールを実施。	A	b